

セキュリティの運用の基本的な考え方

セキュリティは、移動動線の制限と、運用時間との組合せで設定する。

1 移動動線の制御によるセキュリティ

セキュリティレベルは、以下のレベルを設定する。

- (1) 建物入口のセキュリティ（レベル1）
- (2) 建物の垂直方向動線のセキュリティ（レベル2）
- (3) 建物内各室のセキュリティ（レベル3）

2 運用時間によるセキュリティ

建物の運用時間は概ね以下の時間を想定している。

- (1) 全館開館時 午前8時～午後6時
- (2) 部分開館時 午後6時～午後10時30分
- (3) 全館閉館時 午後10時30分～午前8時
- (4) 駐車場 24時間

3 セキュリティ区分

1・2の組み合わせによりエリアをゾーニングし、立入制限エリア内ではカード認証を行う。

セキュリティの各レベルの考え方は以下のとおり。説明中の入口や階段等の各位置は、「添付資料9 セキュリティ図」参照。

(1) 建物入口のセキュリティ（レベル1）

- ・建物入口は、1階部分で①中央共用玄関、②東側入口、③西側入口、④防災センター入口、2階部分で⑤東側入口の計5か所である。
- ・全館閉館時（午後10時30分～午前8時）は、防災センター入口扉のみカードリーダーによるセキュリティ確保を行い、その他の入口は施錠する。
- ・屋外から駐車場への入口は、1階部分の⑥階段(4)入口、⑦防災センター入口・階段(2)の2カ所である。

(2) 建物の垂直方向動線のセキュリティ（レベル2）

- ・全館開館時（午前8時～午後6時）は、以下に掲げる箇所を除き、上下階の移動・立入を自由とする。
 - ①6階：設備階のため、一般人の立入を制限する。階段利用の場合はカード認証を基本とし、エレベーターの場合は停止階ではあるが屋上及び機械室等は常時施錠し立入を制限する。

②階段(3)の1, 2階部分：舞台バックヤードのため、施錠する。エレベーターM2階はカード認証により立入を制限する。

・部分開館時（午後6時～午後10時30分）は、以下に掲げる箇所を除き、上下階の移動・立入を自由とする。

①パスポートセンター営業時：5階以上は一般人の立入を制限。

②パスポートセンター休業時：4階以上は一般人の立入を制限。

③階段(3)は全階施錠する。

・全館閉館時（午後10時30分～午前8時）は、階段(2)と昇降機ELV4のみカード認証により稼働し、それ以外は全ての階段を閉鎖し、全ての昇降機を停止する。ただし、階段(1)(3)(4)の閉鎖による閉じ込め防止として、1階のみサムターンを設ける。

・上記に係わらず、駐車場（24時間運用）は、階段(2)(4)及び昇降機ELV4により移動・立入を自由とする。

(3) 建物内各室のセキュリティ（レベル3）

・執務室は、主入口にカードリーダ付電気錠を設置し、その他の入口に電気錠を設置している。

・会議室、倉庫等は機械式鍵を設置している。

・更衣室は、カードリーダ付電気錠を設置している。

・その他、セキュリティ確保が必要な場所にカードリーダ付電気錠を設置している。

4 カード配布対象者

(1) 職員（県職員・市職員・指定管理業務職員・委託業者等）

(2) 相談室使用者

(3) 創業支援施設利用者

(4) その他（イベント主催者、保守業者等への貸出用）